

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株) N J S	東京都新宿区富久町6-8

2. 指名停止措置期間

平成28年 3月 3日 から 平成28年 6月 2日 3ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株) N J Sの従業員が、千葉市が発注した下水処理施設の設備更新に関する設計業務の入札において、同市職員から予定価格について情報提供を受けたとして、平成28年1月7日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された事件に関し、新たに、平成28年2月10日、同社の元執行役員が公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕され、現執行役員が証拠隠滅容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロの措置要件に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止3ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上 12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正 利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼 井 政 勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高 崎 勝 行 (内線2512)